

「表示等のあり方について」 答申の内容と対応について

内 容	対 応
1 現行条例（旧条例）では，表示の基準（第 7 条），包装等の基準（第 8 条）で，単位価格基準，包装食品の品質表示基準，包装基準が包括的に規定されているが，個別の項目ごとに条文化の方がわかりやすい。	「京都市消費者保護条例」（旧条例） ・ 第 7 条(表示の基準) ・ 第 8 条(包装等の基準) 条 例 改 正 （平成 17 年 10 月施行） 「京都市消費生活条例」 ・ 第 14 条（商品等の表示の適正化） ・ 第 15 条（単位当たりの価格の表示の適正化） ・ 第 17 条（包装の適正化）
2 表示は商品等を選択するうえで重要な情報であり，食の安全，環境への配慮の観点から，現行の基準について見直しを検討する必要がある。 3 また，新たな課題として， (1)「サービスの内容・取引条件に関する表示」 (2)「子ども，高齢者，障害者等にもわかりやすい表示」「高齢者，障害者等にも配慮した包装の観点等」についても検討する必要がある。	基本計画：「表示」を中心とした施策の充実 ➡ 時間経過による内容の見直しの検討 * 今後の取組：表示事項の指定に関して，現行基準と JAS 法等が，重複していないか調査する。また，単位価格表示基準の実施状況を調査する。 ➡ 対象拡大の検討 * 今後の取組：他都市の実施状況等を調査する。 基本計画：ユニバーサルデザインの理念も踏まえた施策の展開 ➡ 「広告・表示に関するガイドライン策定の検討」 * 今後の取組：ガイドライン策定に向けた検討を行う。